

第7回瀬戸内市国土利用計画審議会 意見要旨

開催日時	令和4年11月2日（水）15：00～17：00
開催場所	瀬戸内市役所2階大会議室
委員 意見要旨	<p><b>4. 協議</b></p> <p>(1) 瀬戸内市国土利用計画素案について（資料1）</p> <p><b>1. 素案全体について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今は文章が並んでいるような構成になっているが、直感的に内容を理解できるような図を示しながら、文章と一緒に示していただきたい。図の案についても今後の審議会でご用意いただきたい。</li> <li>・それぞれの見出しの役割がわかりにくくなっている。また、オレンジ色の見出しが、体言止めになっているものと文章のものになっているものが混在しているので、見せ方について整理していただきたい。</li> <li>・まちづくり会議でこれまで議論してきたものが、今後のまちづくりに生きてこないことを最も懸念している。議員や地域住民が同じ方を向き、瀬戸内市を元気にしていくという枠組みができないと、いくら議論しても計画を作っただけになってしまう。我々が審議会で議論したものについては、少なくとも議員に審議し、瀬戸内市を元気にしていくために一緒になって課題を解決していくという流れにならなければ実現できないだろう。</li> <li>・瀬戸内市らしさがまだ文章の中で表現できていない。検討していただきたい。</li> <li>・総合計画には、「外国人にとって暮らしやすい、国際性の豊かなまちをつくる」とあるが、総合計画との関連性を国土利用計画で配慮いただくような記載をしていただきたい。</li> <li>・審議会が出た意見を、議会に容認してもらうためにこの文章をつくっているのか。議会も地域住民も納得してくれるような文章を作れということか。よく考えて全員が納得できるような文章をつくってほしい。</li> </ul> <p>(事務局) ⇒この文章が議会対策になることは事実だが、計画的にまちづくりをすることが最も重要であると考えている。市民に受益が渡るまでは時間がかかるが、議会だけでなく、市民、行政が同じ方向性を向くために計画をつくることが重要だと考えている。</p>

## 2. 第1章「土地利用の現状と課題」について

- ・「1. 瀬戸内市の現状」と「2. 土地利用の課題」が繋がっていないように思う。現状のままでは将来的に大変であるため、今都市計画を導入する必要があるということを、文章にできていない。現在は平和な書き方になってしまっているため、今動くべきであるということ表現できるような書きの方が良いと思う。
- ・土地利用の課題の項目には、目標のような意味合いのものが書かれており、表記の仕方があやふやになっている。土地利用の現状、課題、方針へのつながり意識し、論理展開を整理した方が分かりやすくなると思う。
- ・課題と基本方針の書き方が同じになってしまっている。書き方を改めていただきたい。
- ・この審議会は、土地利用における課題について解決するためのものであり、都市計画等の詳細については他の場で決めることである。本計画では、今後都市計画などによって土地利用に関する施策の打ち方を出すために、土地利用における問題点を指摘しているという認識であった。本計画において解決策まで踏み込んでいくべきなのか。(事務局) ⇒土地利用計画は土地利用の方針を示すものであるため、具体的な施策は書いていないが、国土利用計画策定後は、都市計画を作るべきだと考えている。そこで、土地利用に関する課題や施策を整理し、将来像を作ることになる。さらにその先の段階では、どのような手段で誰がどのような役割で参加するかなどを決めていくことになる。まずは最初の段階として、前提をはっきりさせる必要があると思う。国土利用計画では、都市計画導入という方針を入れたことがポイントである。現在は全体の流れの途中段階であることをご理解いただきたい。
- ・今後は、人口減少が進む中で土地利用を適正化し、移住者等を増やして人口増加を図るという流れになると思うので、まずは第一に問題点を掲げて、そのために都市計画を導入し、土地利用に関する施策を推進していくべきであるということを強く打ち出したほうが良い。
- ・P2,3の土地利用の現状と課題において、表記の仕方に危機意識が感じられない。例えば、人口総数のグラフも年代別で色分けし、各年代の推移がわかりやすいようにするなどして、危機的な状況であることを示す必要がある。一方で、世帯数が増えているという良い面もあるので、今のデータを客観的に分析し、良い面、悪い面を明確に整理した方が良い。
- ・総合計画に将来像が明記されているが、それを実現するために、土地利用の観点からどのようにアプローチするのか、現状、課題、方針について整理しながらバックキャスト的に考えていただきたい。

・長島は国の管轄であるため、本計画に入れなくて良いのではないかと。  
(事務局) ⇒長島は本市の代表的な島である。今後長島に注目する必要があるということを書いておく必要があると思う。今後長島がどういう役割を持つかわからないが、ここの土地について考えておくべきだと思う。

・長島は、あれだけ大きな土地を国から市に返還されても、市が管理できるのか懸念がある。国が売却して廃墟の様なホテルが建っても困る。今のうちから、国との調整を進めていった方が良い。国土利用計画で長島を位置付けてもらい、国に働きかけることができるようにしてもらいたい。

### 3. 第2章「市土の利用に関する基本構想」について

・P8 (1)「基本理念」について、「市土はそれぞれ異なる歴史と個性を持つ4つの地域(牛窓地域、邑久西地域、邑久東地域、長船地域)で構成されており、それらが一体となって本市としての魅力が形づくられています。」とあるが、4つの地域それぞれの個性が表現されていない。4つの地域それぞれの魅力を記載した方が良い。

・P9 (2)「土地利用の基本方針」では、瀬戸内市全体としての魅力が項目として挙げられているが、それぞれの項目について、4つの地域に該当する項目と該当しない項目があり、その対応関係が分かりにくくなっている。それらが構造的に見えてくると良い。

・P14 (7)「公用・公共用施設」の「公用」と「公共用」の違いはなにか。  
(事務局) ⇒「公共用」は官民で分けるようなものではなくみんなが使うもので、「公用」は官が管理するものとして記載している。言語の定義については次回までに確認しておく。

・文中で「公共・公共用」になっているところがあるので、修正していただきたい。

・(2)土地利用の基本方針について、P9「都市計画の導入による市土管理」、その次にP10「自然環境と美しい景観の保全・再生・活用に関する市土管理」となっているが、逆でも良いのではないかと。都市計画導入は大きなポイントであるが、自然環境の保全のための手段である。

・P9「都市計画の導入による市土管理」が全ての項目にかかっているということは、都市計画区域の設定が農地、森林、塩田跡地等の土地利用にも関わってくるということを示唆しているのか。つまり、都市計画区域の設定が市全域にかかるということか。今の表記だと市全域が都市計画区域になりそうな書き方である。現時点の市の考えを意識しながら書いた方が良いと思う。

(事務局) ⇒都市計画区域の範囲は検討が必要な段階である。都市計画導入が全ての項目にかかってしまうことで良くない面もあるため、文言の表記については今後検討さ

せていただきたい。

- P10 「自然や景観を活かした土地利用で、魅力ある地域づくりを進めます」で、吉井川架橋からの景観について言及しているが、現時点の工業地帯の景観が記載内容に適合していないように思うので気をつけたい。
- P9 (2) 土地利用の基本方針で4地域の特性について記載されているが、長船という言葉だけが出てきていない。これはJR駅周辺の市街地に長船が含まれているということか。もしそうであれば不親切であるように思う。
- P9 (2) 土地利用の基本方針では、地域を客観的に見た書き方が多くなっており、何を良いと捉え、何を悪いと捉えているのかが分かりにくくなっている。最初に前提条件を示し、目指している方向性をはっきりさせた方が良いと思う。
- P9「錦海塩田跡地の今後を見据えた土地利用を検討します」について、「太陽光発電終了後の土地利用のあり方について検討します」とあるが、ここで終了として書いてよいのか。  
(事務局) ⇒P7 課題10「大規模公有地の方向性の検討整理」で錦海塩田跡地の方向性を示している。総合計画において錦海塩田跡地の今後の考え方について検討することが示されているが、契約終了後に太陽光発電が終わるかどうかは示されていない。現段階では今後の土地利用のあり方について検討するという内容で記載するしかないと考えている。
- 全国的にエネルギーの地産地消が叫ばれている中で、錦海塩田跡地がモデル地区として太陽光発電事業を推進してきたため、ここで終わらせるのはもったいないようにも思う。太陽光発電は重要な問題であるため、今後の方向性についての意思表示は必要であると思う。  
(事務局) ⇒今後さらに太陽光発電技術が進むのか、あるいは代替するものが生まれるのかも分からない。太陽光発電の今後の動向によるところが大きい。一方で、錦海塩田跡地の土地利用は規模的にもインパクトの大きいものであるため、本計画において何か言及する必要があると思う。
- マイカーを使わざるを得ない状況で、どのように脱炭素を目指すのか等の方向性について計画を立てておく必要があると思うので、加筆していただきたい。
- 小学校の通学路に面した場所でも倉庫がたくさん建つようになっている。先ほど事務局から、最終的な決定までにも可能な範囲で対応していくという発言があったが、通学路に関しては計画に記載がない。通学路に関することで、措置や対策ができるか教えていただきたい。

(事務局) ⇒通学路が危険であることは認識している。一般的には通学路として指定し、歩道を分離する等の交通安全対策で補うことになる。小学校を中心に考えて倉庫を立地させないという規制をかけるとするのであれば都市計画を利用することになるが、まちには様々な要素があるため、色々な面から条件を検討して最も適切な規制をかけることになる。通学路の問題について完全に対策できるわけではない。国土利用計画は土地利用の方針を書くことにとどまるものである。

以上